

新宮市告示第 50 号

新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付要綱

新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宮市補助金等交付規則（令和7年新宮市規則第3号）に定めるもののほか、地域課題の解決、地域の活性化等に資する事業を行う市内の団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金（クラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金を原資とする補助金をいう。以下同じ。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング型ふるさと納税 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金をいう。）の制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) ポータルサイト ふるさと納税による寄附の申込みを行うことを目的として、インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とする法人を除く。）その他の団体であること。
- (2) 地域の課題解決を図る等市の施策と整合する活動を行っていること。
- (3) 市内において、1年以上の活動実績があり、計画的かつ継続的な活動を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 法人その他の団体及びその代表者に市税等に滞納がある者
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有している者。ただし、国、県又は市の指定文化財の保護を目的としたものを除く。
- (3) 新宮市暴力団排除条例（平成23年新宮市条例第12号）に規定する暴力団員等である者
- (4) 法令違反又は公序良俗に反する活動等をしている者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の目標額が100万円以上の事業で、市内で実施される次に掲げる事業をいう。

- (1) 市民が受益者となり得る公益的事業
- (2) 地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業

- (3) 新宮市総合計画に掲げる施策に資する事業で、地域活性化に繋がる特色ある事業
 - (4) 前3号までに掲げるもののほか、市長が適当と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。
- (1) 宗教的又は政治的活動を目的とした事業
 - (2) 団体等の構成員のみを対象とする事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費であって、第7条の規定による申請のあった日の属する会計年度内に団体等が支出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等が実施する他の制度による補助金等（以下この項において「他の制度による補助金等」という。）の交付を受ける場合は、補助対象経費から他の制度による補助金等により支給される金額を控除するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が補助対象経費として不適當であると認めたものは、補助対象経費としないものとする。
(補助金の交付金額)

第6条 補助金の交付金額は、補助対象事業について市がクラウドファンディングにより受けた寄附金の額に100分の85を乗じて得た額を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(事業認定の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとするものは、事前に新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約、会則等及び構成員名簿
- (4) 活動の状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(事業の認定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により、当該事業の認定の可否を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、事業の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、寄附金の額にかかわらず、当該補助事業を実施しなければならない。ただし、事業の変更又は事業規模の変更のため、次条に定める事業計画の変更をすることを妨げない。

(認定事業の変更)

第9条 認定事業者が前条の規定による認定の通知を受けた事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請時の寄附目標額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の変更は、第14条に規定する寄附の募集をする前までに行わなければならない。ただし、事業の目的及び事業内容に変更を伴わない事業規模に係る変更の場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定前の着手)

第10条 認定事業者は、あらかじめ新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付決定前着手届（第7号様式）を市長に提出し、かつ、補助金交付決定額が交付申請額に達しない場合又は補助金の交付の決定が受けられない場合においても異議を述べないことに同意したときに限り、補助金の交付の決定前に認定事業の実施に着手することができる。

(交付の申請)

第11条 認定事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により、当該事業の交付の可否を認定事業者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第13条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた認定事業者は、当該補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、これを承認したときは、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金変更承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 認定事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に

提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 13 号）
- (2) 収支決算書（様式第 14 号）
- (3) 領収書等支出を証明する書類
- (4) 冊子、パンフレット等の活動実績が分かるもの
- (5) 補助事業の実施状況が分かる写真
（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の規定による実績の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付額確定通知書（様式第 15 号）により認定事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第 16 条 前条の規定による通知を受けた認定事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、新宮市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付請求書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消通知）

第 17 条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の実施に関し、法令違反その他適当と認められない行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第 17 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、認定事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 事業内容の変更等により余剰金が発生し、又は交付決定が取消しになった場合に返還された補助金は、新宮市地域振興基金条例（平成 17 年新宮市条例第 193 号）に規定する基金に繰り入れることとする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA 機器等の使用料等
設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市長が特に必要と認める経費

様式第1号から様式第17号まで(略)